

労務費等を明示した積算内訳書の提出及び 労務費ダンピング調査の実施について

令和8年10月

津市 総務部 調達契約課

令和7年12月、入札契約適正化法の改正に伴い、公共工事では、積算内訳書に次の項目を記載することが必要となりました。

- ・ 労務費
- ・ 材料費
- ・ 法定福利費の事業主負担額
- ・ 建設業退職金共済制度の掛金
- ・ 安全衛生費

本市においても、令和9年1月1日以降に調達契約課・上下水道管理課が発注する建設工事（修繕を除く）を対象に改訂します。

・発注者が指定する積算内訳書を使用してください。

入札参加者は追加項目の全てを記載してください。

「未記入」・「項目の削除」がある場合、無効とします。

積算内訳書

土木工事等

(あて先) 津市長

商号(名称)

印

※ 電子入札システムでの提出は、押印不要です。

番号

件名

合計金額(税抜き)

円

※ 必ず入札書と同じ金額を記載してください。
金額が一致しない場合は無効となります。

内 訳		単位	数量	単価	金 額
工事区分	工種 種別 細別				
1	...				
2	...				
3	...				
4	直接工事費				
5	共通仮設				
6	共通仮設費(率計上)				
7	純工事費				
8	現場管理費				
9	工事原価				
10	一般管理費等				
11	工事価格				
合計金額(税抜き)					

上記内訳に占める次の項目の金額を記入してください。
未記入・項目の削除がある場合は無効となります。

項目	金額	
①直接工事費のうち、労務費		円
②直接工事費のうち、材料費		円
③現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額		円
④現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金		円
⑤工事原価のうち、安全衛生経費		円

追加項目

※建築工事の場合、③は「工事原価のうち、現場労働者に係る法定福利費の事業主負担額」となります。

積算内訳書への各追加項目の記載方法を次ページ以降に記載しますが、当面の間、「全て」又は「一部」しか計上できない場合は、次のとおり記載してください。

(1) 全てを計上できない場合

「計上不可」、「算出不能」等その旨がわかるように記載してください。

(2) 一部のみ計上できる場合

計上可能な金額のみ積算内訳書に記載してください。
加えて「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

追加項目記載欄の空白（未記入）や、項目が削除されている等の場合は、
入札を無効とします。

積算内訳書記載例（土木工事の場合）

項目	金額	
直接工事費のうち、労務費	2,8000,000（一部のみ計上）	円
直接工事費のうち、材料費	29,000,000（一部のみ計上）	円
現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	4,500,000	円
現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	300,000	円
工事原価のうち、安全衛生経費	4,000,000	円

① 労務費

直接工事費に含まれる労務費を記載してください。

労務費＝必須項目＋任意項目

表1 積算内訳書へ記載する内容（労務費）

	記載する工種	備考
必須項目	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種 ・見積単価(材工分離が可能なもの)	
任意項目	・市場単価の工種	・鉄筋工 ・法面工(吹付、法枠) ・鉄筋挿入工(ロックボルト) ・道路(公園)植栽工 ・橋梁付属物工(伸縮継手) ・橋面防水工 ・インターロッキングブロック工 ・薄層カラー舗装工 ・防護柵設置工 ・道路標識設置工 ・道路付属物設置工 ・軟弱地盤処理工(サンドレーン工法) ・グルーピング工 ・コンクリート表面処理工 等
	・土木工事標準単価の工種	・区画線工 ・橋梁塗装工 ・構造物とりこわし工 ・コンクリートブロック積工(1割未満の積ブロック・質量150kg/個未満) ・排水構造物工(プレキャストU型側溝、自由勾配側溝) 等
	・建設機械の運転労務 ・見積単価(材工分離が不可能なもの)	

② 材料費

直接工事費に含まれる材料費を記載してください。

表2 積算内訳書へ記載する内容（材料費）

記載	記載する材料	主な項目
必須項目	・主要な材料費（積上げ計上されているもの）	・生コンクリート ・アスファルト合材 等
任意項目	・雑材料(率計上されているもの)	・材料ロス分、目地モルタル、水 等
	・建設機械の燃料費	・軽油、ガソリン 等
	・仮設材の賃貸料金	・敷鉄板、矢板等のリース料金

労務費及び材料費共に、必須項目は必ず記載し、任意項目は可能な限り記載するようにしてください。

③ 法定福利費

現場管理費に含まれる法定福利費の事業主負担額（建築工事においては工事原価に含まれる現場労働者の法定福利費の事業主負担額）を記載してください。

算出方法は以下のいずれかとしてください。

- (1) 労務費を算出し、法定福利費を求める場合
労務費総額 × 法定保険料率
- (2) 労務費の算出が困難な場合（目安）
工事価格 × 4 %程度（工事価格当たりの平均的な法定福利費の割合）
- (3) 下請企業から提出された見積書を活用する
下請 A 法定福利費 + 下請 B 法定福利費 + . . . ➡ 法定福利費を合算し算出

④ 建退共掛金

現場管理費に含まれる建設業退職金共済制度の掛金を記載してください。

算出方法は労働者の就労予定延べ人数の把握に努め、(1) による算出を基本とし、これにより難しい場合は(2) により算出してください。

- (1) 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合
就労予定延人数 × 販売価格（320円）
- (2) 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合
総工事費 × 購入率※（労働者の加入率 ÷ 70%）

※購入率については、こちらを参照してください

<https://www2.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki02.html>

⑤ 安全衛生経費

安全衛生経費＝

A直接工事費に含まれる施工に直接必要な安全衛生経費 + B間接工事費に含まれる安全衛生経費

※直接工事費に含まれる安全衛生経費は必ず記載してください。

※間接工事費に含まれる安全衛生経費は可能な限り記載してください。
ただし、これにより難しい場合は、各団体の算出例を参考に記載してください。

表 「安全衛生経費の考え方」 (土木工事の場合)

費用区分		主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備(指定仮設及び参考図等に示されているもの)	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め		・ 仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)
		土留め支保工		・ 切梁、腹起(裏込めコン含む)
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板
		交通規制		・ 交通誘導警備員
		仮囲い		・ 仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用	・ 埋設物調査試掘ほか
		安全管理等に要する費用	交通管理に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板(内照式)回転灯、規制表示看板・お願い看板
			監視連絡等に要する費用	・ 列車見張り員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員(潜水)等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
		安全管理等に要する費用	保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク(電動ファン付き呼吸用保護具)、耳栓、安全帯、防護手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
			作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備(潜函)、ガス抜き等の措置(ずい道)、各種環境測定器(酸素濃度ほか) ・ 排気管、圧力計(高圧室内)、照明器具
			警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置(潜函)・ベル、サイレン等警報装置(ずい道) ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
		営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	・ 火薬庫など
		現場環境改善費		・ 照明器具、熱中症対策設備
		現場管理費	疾病・衛生対策費	・ 健康診断(一般・特殊健診)
			安全訓練研修等に要する費用	・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RSI、CFT

⑤ 安全衛生経費（参考）

【参考】間接工事費に含まれる安全衛生経費の算出例

国土交通省HP「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて」 において各団体の算出例が公開されています。

表 各団体の算出例における安全衛生経費率

団体名	安全衛生経費率	参考	
(一社)日本左官工事業連合会	9.0%	安全衛生経費 (率計上分)	労務費に対する割合
(一社)日本橋梁建設協会	12.0%		工事価格に対する割合（目安）
(一社)全国瓦工事業連盟	9.0%		
全国仮設安全事業協同組合	10.2%		
(一社)日本機械土工協会	8.9%		
		約9～12%	約3%

労務費ダンピング調査とは、
積算内訳書記載の直接工事費が
一定水準を下回った場合、記載された労務費を調査するものです。



労務費ダンピング調査（理由書徴取）の対象

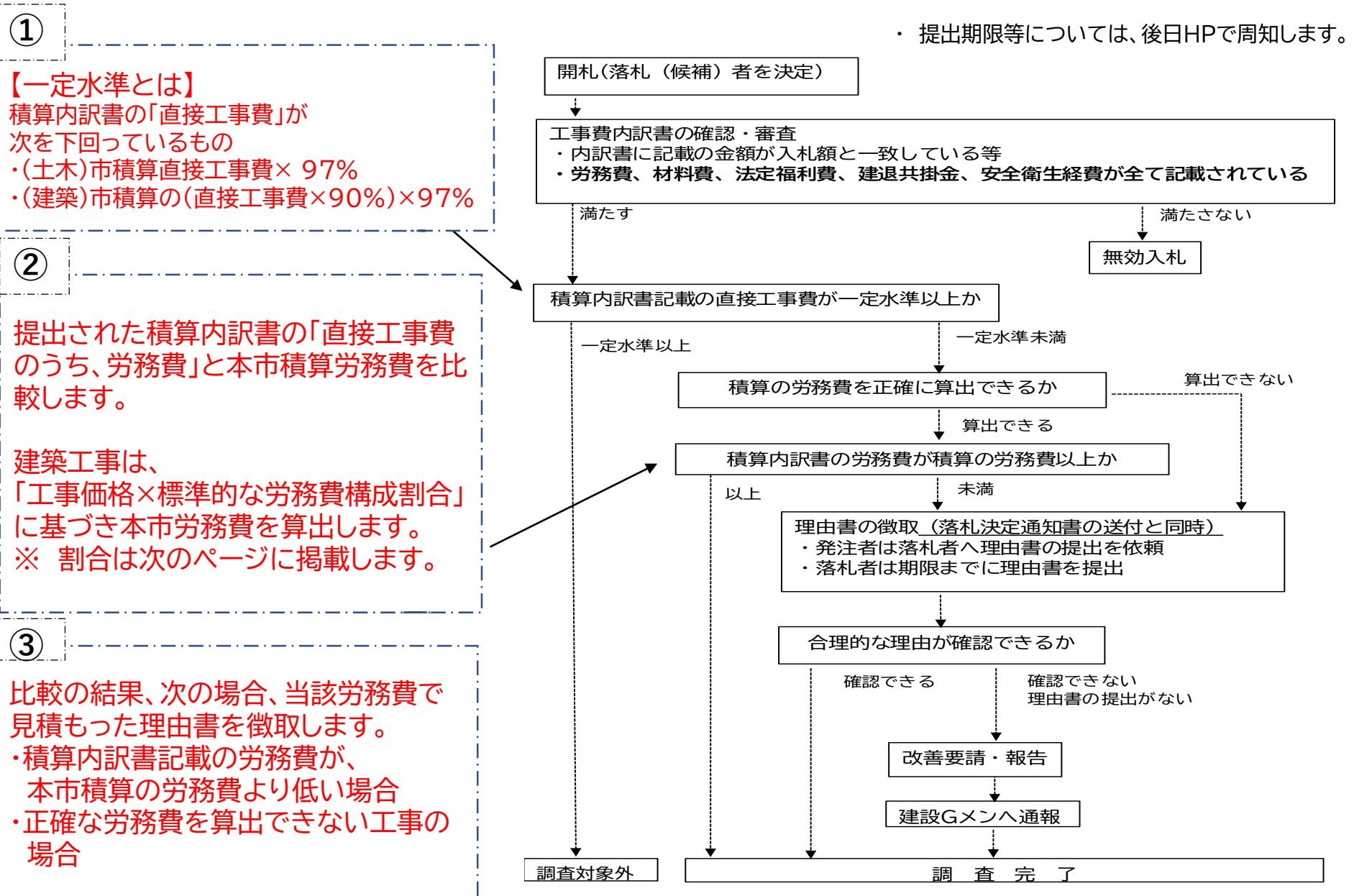
積算内訳書記載の直接工事費が次の水準を下回っている者

- ・ 土木工事の場合 市積算直接工事費 × 97%
- ・ 建築工事の場合 (市積算直接工事費 × 90%) × 97%

直接工事費が上記水準を下回った対象者は、
本市で、提出された積算内訳書の労務費と本市積算労務費を比較した後、
落札（候補）者が当該労務費で見積もった理由を記載する理由書を提出し、
合理的な理由が確認できない場合、建設Gメンへ通報を行います。

なお、本調査結果による落札決定の取り消しは行いません。

次ページの手順で調査を行う予定です。



建築工事においては、発注者の積算における労務費は、次の式により算出し、確認します。

労務費＝工事価格×標準的な労務構成割合

表 標準的な労務構成割合

居住専用 住宅	居住専用 準住宅	居住産業 併用住宅	事務所	店舗	工場・ 作業場	倉庫	学校の 校舎	病院・ 診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

当該労務費で見積もった理由が、合理的であれば建設Gメンへの通報は行いません。

理由の例を、次のページに記載します。

チェック欄にレ点がある場合、「合理的な理由が確認できないもの」として取り扱います。

理由書 例

理 由 書

工 事 名 :

上記工事について、当該労務費で入札した理由は、下記の通りです。

記

- ・ 合理的理由(最新の公共工事設計労務単価を用いた場合に限る)がある場合

理由

- ・ 上記理由がない場合

次の口に該当する場合は、口にし点を記入してください。

- ☐ 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した
- ☐ 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や一定率を乗じるなどして減額した



合理的な理由(例)

- (1) 市の想定とは異なる工法(ICT施工など)での施工を想定した歩掛で算出
- (2) 過去に自社で施工した類似実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している
- (3) 下請見積が材工一式で、労務費の分離が不可能な場合



合理的でない理由(例)

当面の間、津市においては次の場合、合理的な理由が確認できないものとみなします。

- (1) 理由書が提出期限までに提出されていない
- (2) 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した
- (3) 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や、一定率を乗じるなどして減額した(想定落札率など)